

令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業実施要領

(目的)

第1条 えひめ愛フード推進機構（以下、「機構」という。）は、地域自らが本県の「食」の魅力为全国に発信していく機運の醸成に向け、民間団体等が企画・運営する「食」に関する自主企画イベントの開催を支援するため、この要領の定めることにより、えひめの食魅力発信イベント開催支援事業（以下、「支援事業」という。）を実施する。

(対象者)

第2条 支援事業の対象者（以下、「支援対象者」という。）は、愛媛県に活動の拠点を置く住民グループやNPO、企業、団体等（以下「住民グループ等」という。）とする。

2 支援対象者は、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 県が構成員（オブザーバーを除く）となっている団体
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体
- (3) 個人
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係のある者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

(助成対象事業)

第3条 この支援事業の助成対象事業は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) イベントの開催期間は、令和7年2月の任意の期間とし、開催日に土曜日が含まれていること。
- (2) 機構が主催するイベント「えひめ愛ある食の市」（令和7年2月の毎週土曜日に開催予定）との相乗効果が期待でき、本県の「食」の魅力発信する機運醸成に資するものであること。
- (3) イベントを広報する場合は、機構が指定するロゴマークを使用していること。

(助成対象期間等)

第4条 この支援事業の助成対象期間は交付決定後から令和7年3月1日までの間とし、助成対象経費等は、令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条の規定のとおりとする。

(助成金の交付)

第5条 機構は、助成対象事業の募集を行い、応募のあった事業のうち、より実施効果が高いと認められる事業を選考のうえ、交付要綱に定めるところにより、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業助成金を交付する。

(応募方法)

第6条 住民グループ等は、令和6年度えひめの食魅力発信イベント開催支援事業助成金募集要領で定めるところにより、指定された期日までに機構会長に企画提案書を提出し

なければならない。

(採択の方法)

第7条 助成対象事業は、機構が別表に定める基準に基づき実施する審査を経て、機構会長が決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、機構会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

(採択基準)

テーマ性	機構が開催するイベントの趣旨に合致し、相乗効果が期待できる。
将来性	県産食材を積極的に活用し、モデル的なイベントとして地域での広がりなど波及効果が期待できる。
実現性	イベントの具体性、開催までのプロセス及びスケジュールが実現可能である。
継続性	機構が開催するイベント終了後も自主運営が期待できる。
交流性	開催エリア以外からの来訪者なども参加できる。
集客性	集客力があり、開催エリアへの誘客が期待できる。